

労働者と請負について

「偽装請負」という言葉を聞かれた方も多いかと思います。しかしそもそも請け負いとは何か。また労働者と請負の違いは何か。今回はその点を簡単に整理いたします。

① 労働者とは（会社→従業員）

会社に雇われて、会社から指示を受けて仕事をこなす形態です。従業員は仕事のプロセスにおいて会社からはあれこれ細かく言われ、また時間拘束をされるのが特徴です。

② 請負とは（会社→会社）

雇用関係なく仕事をお願いして、その完成だけを相手に求めます（例えば「大工さんに家を建ててもらおう」など）。労働者とは違い、仕事の進め方についての細かい指示はなく、最終的に仕事さえ完成させればOKというのが特徴です。時間拘束もされません。

③ 労働者派遣とは

自社で雇っている従業員を違うB社に送りこみ、B社の指示のもと仕事をしてもらう形態です。雇用関係と指示関係が分かれている特殊な形で、事業を行うためには許可や届出が必要です。

④ 偽装請負とは

様々な形はありますが、最も多いのは請負といいながら実態として許可（届出）申請をせずに労働者派遣を行っていることを言います。判断のポイントは派遣先（雇用主以外）から仕事の細かい指示を受けているか否かです。請負であれば仕事の細かい指示はできません。

☆ 編集後記 ☆

先日、お仕事で南大阪に行く機会があり、そのままなんとなく高野山に行っちゃいました(^_^;)

予定の関係でわずか1時間の滞在ではありましたが紅葉やお寺のうつくしさに心癒されました(^~)

また、おみやげに絹ごしの「高野豆腐」を買って帰ったのですが、普段食べるものとは違いフワフワで柔らかく絶品でした！高野山に行かれる際には是非お買い求めを。



山火事かと思いました

みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-2-1 扇町センタービル6F

Tel : 06-6809-5092

Fax : 06-6809-5093

e-mail info@mirai-sr.com

URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士
谷口 史晃